

仕様書

1 業務内容

青森労働局・労働基準監督署・公共職業安定所に係るガソリン・灯油の納入及び洗車・タイヤ交換業務を行う。

2 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 品目及び購入等予定数量

契約品目及び令和8年度の購入等予定数量は次のとおりであり、契約は品目ごとの単価契約とする。

ただし、購入等予定数量は見込数量であり、購入数量を保証するものではない。

① ガソリン（レギュラー）	14,500リットル
② 灯油（店頭）	500リットル
③ 灯油（配達）	23,000リットル
④ 洗車（ワックス洗車及び車内マット清掃）	15台
⑤ タイヤ交換	120本

4 単価の改定

(1) 上記3①、②及び③について、資源エネルギー庁発表の石油製品小売市況調査（都道府県別）（青森県）を資料として、次の場合に協議の上、本契約内容を変更することができるものとする。

- ① 契約期間初日（変更契約をした場合は、変更期間初日とする。）の直前の資料単価から各月最終週の資料単価が概ね3円程度変動した場合
- ② 契約期間初日（変更契約をした場合は、変更期間初日とする。）の直前の資料単価から概ね5円程度変動した場合（価格が乱高下する気配があるため直ちに契約単価の改定を行うことが不適切であると認められるときを除く。）

(2) 上記3のすべての品目について、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃及びその他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合には、協議の上、本契約内容を変更することができるものとする。

5 給油所

業務を行う給油所として、「青森労働局・労働基準監督署・公共職業安定所 所在地一覧表」で指定する各所在地と同一市町村内に業務実施可能な給油所を有すること。

6 給油等の方法

上記3①、②、④、⑤について、青森労働局・労働基準監督署・公共職業安定所 所在地一覧表に示す各所属が指定給油所まで官用車を運行し、指定の伝票を提出した上で業務を行うものとする。

上記3③について、各所属において、指定の伝票を提出した上で業務を行うものとする。

青森労働局・労働基準監督署・公共職業安定所 所在地一覧表

所 属	在 地
青 森 労 働 局	青森市新町 2-4-25 青森合同庁舎 5F
青 森 労 働 基 準 監 督 署	青森市長島 1-3-5 青森第二合同庁舎 8F
弘 前 労 働 基 準 監 督 署	弘前市南富田町 5-1
八 戸 労 働 基 準 监 督 署	八戸市根城 9-13-9 八戸合同庁舎 1F
五 所 川 原 劳 働 基 準 监 督 署	五所川原市唐笠柳字藤巻 507-5 五所川原合同庁舎 3F
十 和 田 劳 働 基 準 监 督 署	十和田市西二番町 14-12 十和田奥入瀬合同庁舎 3F
む つ 劳 働 基 準 监 督 署	むつ市金谷 2-6-15 下北合同庁舎 4F
青 森 公 共 职 業 安 定 所	青森市中央 2-10-10
八 戸 公 共 职 業 安 定 所	八戸市沼館 4-7-120
弘 前 公 共 职 業 安 定 所	弘前市南富田町 5-1
む つ 公 共 职 業 安 定 所	むつ市若松町 10-3
野 辺 地 公 共 职 業 安 定 所	上北郡野辺地町昼場 12-1
五 所 川 原 公 共 职 業 安 定 所	五所川原市敷島町 37-6
三 沢 公 共 职 業 安 定 所	三沢市桜町 3-1-22
三沢公共職業安定所十和田出張所	十和田市西二番町 14-12 十和田奥入瀬合同庁舎 1F
黒 石 公 共 职 業 安 定 所	黒石市緑町 2-214